

岩手県告示第 602 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条第 1 項の規定により、平成 20 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 11 月 14 日(金)午前 10 時から正午まで(120 分)

(2) 場所 盛岡市内丸 11 番 1 号 岩手県盛岡地区合同庁舎 8 階大会議室

2 受験手続 受験願書を平成 20 年 10 月 14 日(火)から平成 20 年 10 月 31 日(金)までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課に問い合わせること。